

 <p>県章</p>	<h1>三重県公報</h1>	<p>令和8年5月29日 (金)</p> <p>号外</p>
---	----------------	--------------------------------

<u>目 次</u>			
(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>人 事 委 規 則</b>			
	三重県人事委員会規則13-2（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則	（人 事 委 員 会）	2
<b>人 事 委 ・ 教 育 委 規 則</b>			
6	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	（人事委員会・教育委員会）	3
<b>企 業 庁 管 理 規 程</b>			
5	三重県企業庁会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する管理規程	（ 企 業 庁 ）	4
<b>病 院 事 業 庁 管 理 規 程</b>			
6	三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程	（ 病 院 事 業 庁 ）	5
<b>訓 令</b>			
4	会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令	（ 人 事 課 ）	6

人事委規則

三重県人事委員会規則二三二二（職員勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年五月二十九日

三重県人事委員会委員長 淺尾 光 弘

三重県人事委員会規則二三二二（職員勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則二三二二（職員勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details changes to Article 11 regarding special leave and Article 13 regarding annual leave calculation.

附 則

この規則は、令和八年六月一日から施行する。

人事委員会  
教育委員会  
規則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年五月二十九日

三重県人事委員会委員長 淺 尾 光 弘  
三重県教育委員会教育長 長 崎 楨 和

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第六号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年 三重県人事委員会規則 第四号）の一部を次のように改正する。 三重県教育委員会規則

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第十二条 条例第十五条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>二の二 <u>職員又は配偶者その他県委員会が人事委員会と協議して定める者（以下この号において「配偶者等」という。）が刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百十六条の三十三第一項各号に掲げる罪に係る行為による被害（以下この号において「犯罪被害」という。）を受けたことにより、職員が次のいずれかに該当することとなった場合で、その都度必要な期間（ロの場合にあつては一の犯罪被害について五日、ハの場合にあつては一の犯罪被害について五日（看護を要する配偶者等が二人以上の場合にあつては、十日）を限度とする。）</u></p> <p>イ <u>犯罪捜査への協力、刑事訴訟手続、犯罪被害を受けた者の支援に係る制度の利用その他県委員会が人事委員会と協議して定める行為を行うとき。</u></p> <p>ロ <u>心身の故障により勤務が著しく困難であるとき。</u></p> <p>ハ <u>犯罪被害を受けた配偶者等の傷病等に伴う入院の付添い等を行うとき。</u></p> <p>三〇三三四 (略)</p> <p>(休暇の単位及び計算)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、年次有給休暇並びに第十二条第二号の二（イ）に掲げる場合を除く）、第八号、第九号の二、第十一号、第十三号、第十四号、第十五号及び第十六号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することがで</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第十二条 条例第十五条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三〇三三四 (略)</p> <p>(休暇の単位及び計算)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、年次有給休暇並びに第十二条第八号、第九号の二、第十一号、第十三号、第十四号、第十五号及び第十六号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p>

ちる。 3～8 (略)	3～8 (略)
----------------	---------

附 則

この規則は、令和八年六月一日から施行する。

**企業庁管理規程**

三重県企業庁会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和八年五月二十九日

三重県企業庁長 生 川 哲 也

**三重県企業庁管理規程第五号**

三重県企業庁会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する管理規程  
 三重県企業庁会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（令和二年三重県企業庁管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第6（第11条関係）			別表第6（第11条関係）		
区分	事由	期間	区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
官公署出頭	(略)	(略)	官公署出頭	(略)	(略)
犯罪被害職員等支援	会計年度任用職員（庁長が別に定める者に限る。）又は配偶者その他庁長が定める者（以下「配偶者等」という。）が刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第316条の33第1項各号に掲げる罪に係る行為による被害（以下「犯罪被害」という。）を受けたことにより、会計年度任用職員が次のいずれかに該当することとなった場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 イ 犯罪捜査への協力、刑事訴訟手続、犯罪被害を受けた者の支援に係る制度の利用その他庁長が定める行為を行うとき ロ 心身の故障により勤務が著しく困難であるとき ハ 犯罪被害を受けた配	必要と認められる期間（ロの場合にあつては一の犯罪被害について5日、ハの場合にあつては第一の犯罪被害について5日（看護を要する配偶者等が2人以上の場合にあつては10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、庁長が別に定める時間）の範囲内の期間）	官公署出頭	(略)	(略)

	偶者等の傷病等に伴う 入院の付添い等を行う とき				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この管理規程は、令和八年六月一日から施行する。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和八年五月二十九日

三重県病院事業庁長 野 口 慎 次

三重県病院事業庁管理規程第六号

三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁職員服務規程(平成十一年三重県病院事業庁管理規程第八号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(特別休暇) 第二十三条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により病院事業職員が勤務しないことが相当である場合として次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 一・二 (略) 一の二 病院事業職員又は配偶者その他事業庁長が定める者(以下この号において「配偶者等」という。)が刑事訴訟法(昭和二十二年法律第百三十一号)第三百十六条の三十三第一項各号に掲げる罪に係る行為による被害(以下この号において「犯罪被害」という。)を受けたことにより、病院事業職員が次のいずれかに該当することとなった場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、その都度必要な期間(ロの場合にあつては一の犯罪被害について五日、ハの場合にあつては一の犯罪被害について五日(看護を要する配偶者等が二人以上の場合にあつては、十日)を限度とする。) イ 犯罪捜査への協力、刑事訴訟手続、犯罪被害を受けた者の支援に係る制度の利用その他事業庁長が定める行為を行うとき。 ロ 心身の故障により勤務が著しく困難であるとき。 ハ 犯罪被害を受けた配偶者等の傷病等に伴う入院の付添い等を行うとき。 三〇二十三 (略) (休暇の単位及び計算) 第二十六条 (略)	(特別休暇) 第二十三条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により病院事業職員が勤務しないことが相当である場合として次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 一・二 (略) 三〇二十三 (略) (休暇の単位及び計算) 第二十六条 (略)

<p>2 前項の規定にかかわらず、年次有給休暇並びに第二十三条第二号の二（イに掲げる場合を除く）、第四号、第五号の二、第七号、第九号、第十号、第十一号及び第十二号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、年次有給休暇並びに第二十三条第四号、第五号の二、第七号、第九号、第十号、第十一号及び第十二号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p>
--	--

附 則

この規程は、令和八年六月一日から施行する。

訓 令

三重県訓令第4号

庁 中 一 般  
地 域 機 関

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年5月29日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（令和元年三重県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第6（第11条関係）			別表第6（第11条関係）		
区分	事由	期間	区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
官公署出頭	(略)	(略)	官公署出頭	(略)	(略)
犯罪被害 職員等支 援	<p>会計年度任用職員（総務部長が別に定める者に限る。）又は配偶者その他総務部長が定める者（以下「配偶者等」という。）が刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第316条の3第1項各号に掲げる罪に係る行為による被害（以下「犯罪被害」という。）を受けたことにより、会計年度任用職員が次のいずれかに該当することとなった場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p> <p>イ 犯罪捜査への協力、刑事訴訟手続、犯罪被害を受けた者の支援に係る制度の利用その他総務</p>	<p>必要と認められる期間（ロの場合にあつては一の犯罪被害について5日、ハの場合にあつては一の犯罪被害について5日（看護を要する配偶者等が2人以上の場合にあつては10日）（勤務日ごとの勤務時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、総務部長が別に定める時間）の範囲内の期間）</p>			

	部長が定める行為を行 うとき				
	ロ 心身の故障により勤 務が著しく困難である とき				
	ハ 犯罪被害を受けた配 偶者等の傷病等に伴う 入院の付添い等を行う とき				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この訓令は、令和8年6月1日から施行する。

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---